

中小企業・小規模事業者関係の平成29年度税制改正のポイント



1. 29年度の賃上げ支援が大幅に拡充

○所得拡大税制について、中小企業に関しては、現行の支援措置（24年度からの給与増加額に10%税額控除）に加え、2%以上賃上げした企業は、**前年度からの給与増加額の22%税額控除**を受けることができるようになります（賃上げに伴う社会保険料負担を上回る控除率）。

【要件①】給与等支給額の総額：
平成24年度から一定割合（下図）以上増加

【要件②】給与等支給額の総額：前事業年度以上

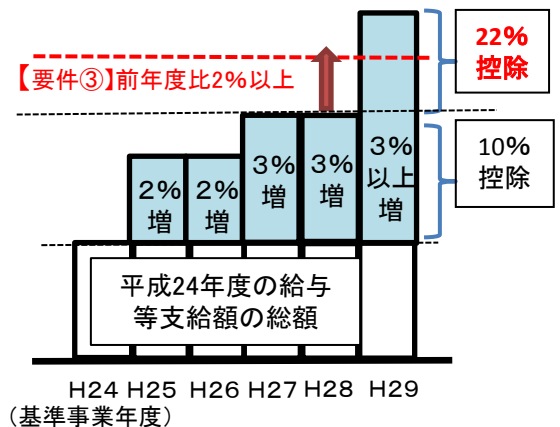
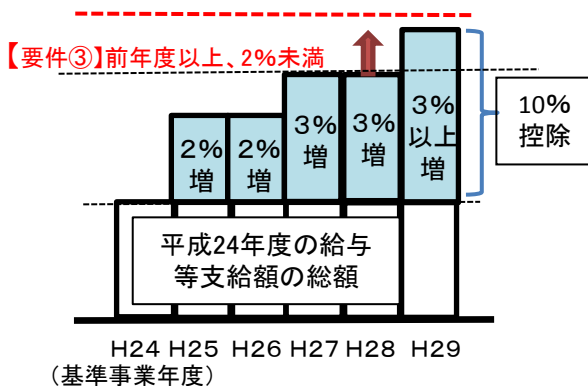
【要件③】
平均給与等支給額：
(1) 前事業年度を上回る
(2) **前年度比2%以上増加**

(1) 賃上げ率2%未満の企業
税額控除10%を維持

(2) 賃上げ率2%以上の企業
前年度からの増加額について
税額控除を**12%**上乘せ

(1) 賃上げ率2%未満の場合

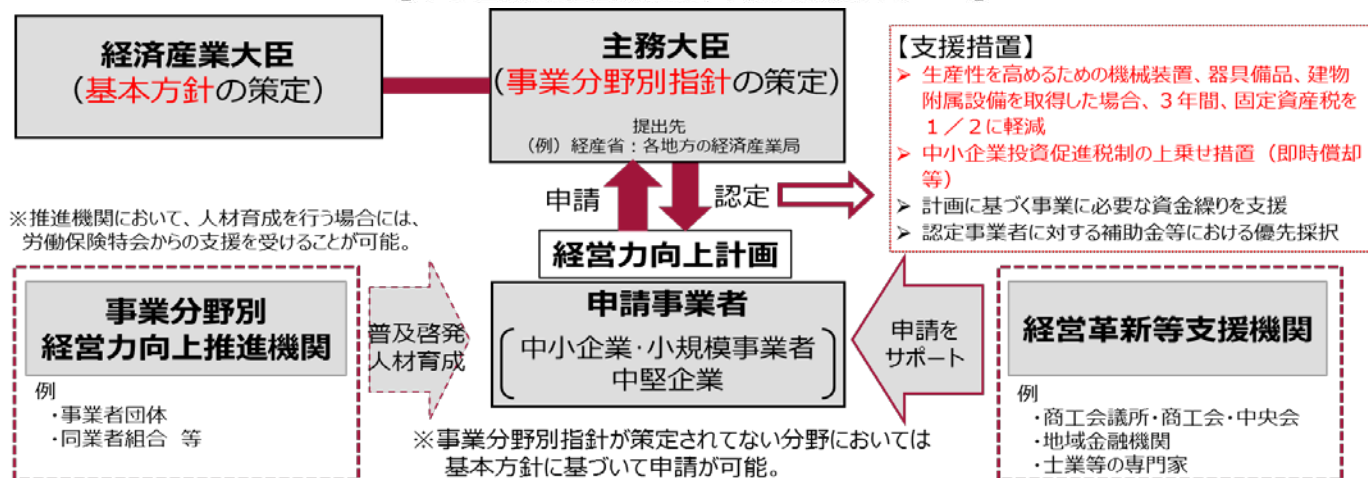
(2) 賃上げ率2%以上の場合



2. 中小サービス業の投資減税(固定資産税特例・即時償却)の抜本強化

- 中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が利用できる**固定資産税特例の対象(現在は機械装置)**に、商店、飲食店、サービス業等で利用される一定の**器具備品**(冷蔵陳列棚、業務用冷蔵庫、介護用ロボットスーツ等)、**建物附属設備**(空調設備、エレベーター等)が追加されます。 ※一部の地域・業種については、対象外となります。
- 中小企業投資促進税制の上乗せ措置(**即時償却等**)についても**対象に器具備品等が追加**され、名称は**中小企業経営強化税制**となります(中小企業等経営強化法の認定が必要)。
- 中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制(30%特別償却等)は、適用期限が2年間延長されます(平成30年度末まで)。

【中小企業等経営強化法の計画認定スキーム】



<新たに対象となり得る器具備品等の例>



冷蔵陳列棚



空調設備



介護用アシストスーツ



業務用冷蔵庫



スチームコンベクションオーブン



理美容機器(自動洗髪機)

※それぞれ、以下の要件が必要になります。

固定資産税特例: 生産性年平均1%以上向上

即時償却等: 生産性年平均1%以上向上又は投資利益率5%以上

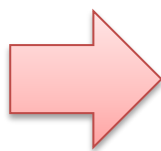
3. 中小企業向け研究開発税制の強化

○研究開発費(試験研究のための人件費や経費など)の一定割合(現行12%)を法人税額から控除する**研究開発税制**について、研究開発費の**増加率が5%を超える場合には、最大17%まで控除割合を上乗せする仕組みが新たに導入**されます。

※控除できる上限について、現行法人税額の25%までのところ、研究開発費の増加率が5%を超える場合には、10%上乗せ(最大35%まで)する仕組みも新たに導入。

○ビッグデータ等を活用した第4次産業革命型の「**サービス開発**」も**支援対象に追加**されます。

試験研究費の増加率が
5%を超える場合



＜控除できる割合＞

研究開発費の **12~17%**

＜控除できる上限＞

法人税額の **35%まで**

試験研究費の増加率が
5%以下の場合



＜控除できる割合＞

研究開発費の **12%**

＜控除できる上限＞

法人税額の **25%まで**

＜新たに対象となる「サービス開発」の事例＞

農家を支援するサービス

- センサーによって収集した、農作物や土壌に関するデータや気象データ等を組み合わせ分析し、農家が最適な農作業をできるような農業支援情報を配信するサービスを提供



個人に応じたヘルスケアサービス

- 個人の運動や睡眠状況、食事、体重、心拍等の健康データを分析することで、各個人に最適なフィットネスプランや食生活の推奨や、病院受診勧奨を行うサービス

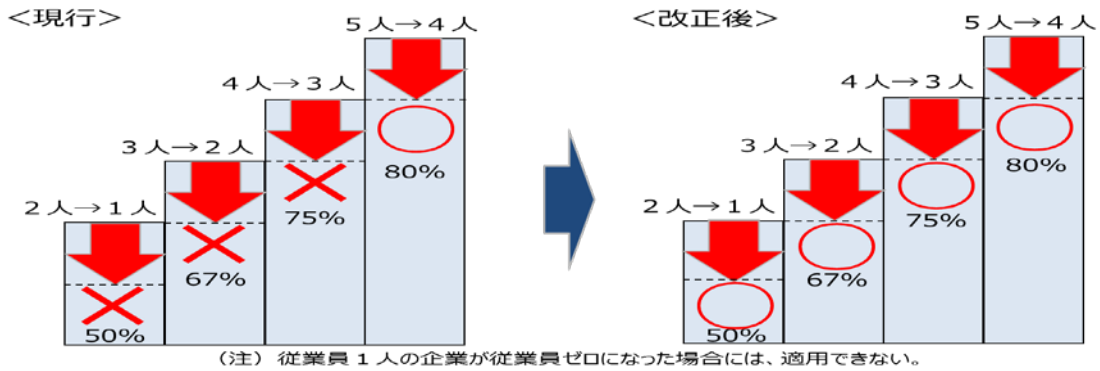


4. 法人税の軽減税率は延長

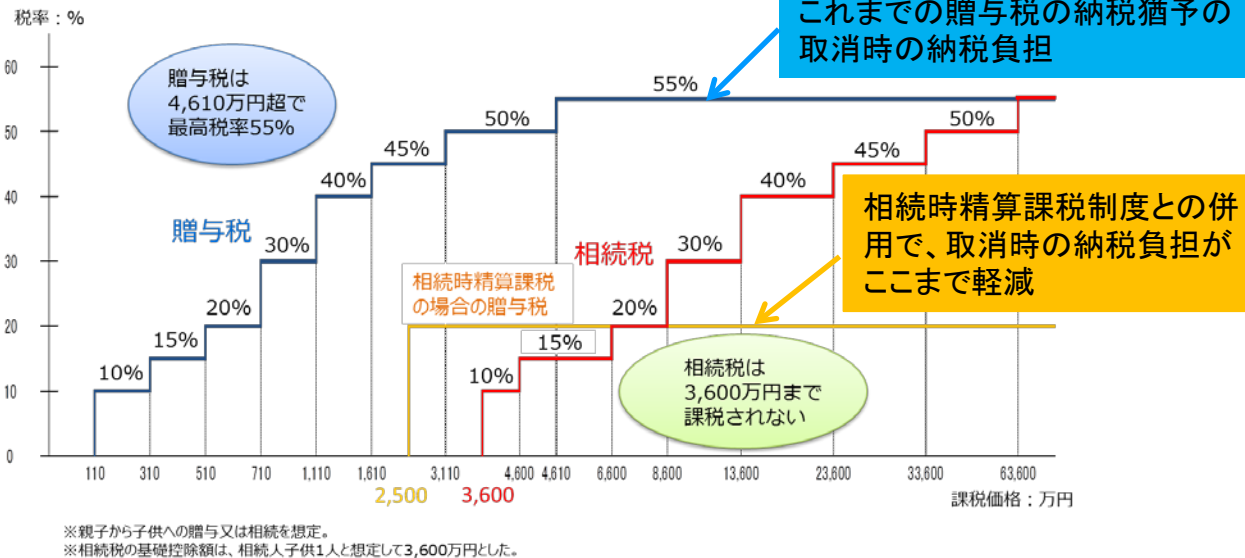
○**法人税の軽減税率**(所得800万円まで大企業の23.4%を15%に軽減)は**2年間延長**されます(平成30年度末まで)。

5. 事業承継税制 5人未満企業の雇用要件緩和・生前贈与リスク軽減

- **事業承継税制の雇用要件** (5年間平均8割) について、**従業員5人未満の企業が従業員1人減った場合でも適用**を受けられるように見直しが行われます。また、被災や主要取引先の倒産等により売上が減少した場合には雇用要件が緩和されます。
- 相続時精算課税制度との併用が認められるようになり、**贈与税の納税猶予の取消時の納税負担が軽減**されます。



(参考) 相続税と贈与税の税率構造



6. 株式の評価方式の見直し

- **取引相場のない株式の評価方式** について、上場株価の急激な変動、上場企業のグローバル展開の影響や、中小企業の収益の改善を中小企業の株価に過度に反映しないよう、**類似業種比準方式等の見直し**が行われます。

本資料の問い合わせ先: 中小企業庁財務課 03-3501-5803



本資料でご紹介した税制をご活用される場合には、各種中小企業支援のための法律の申請等が必要となる場合もありますので、中小企業支援ポータルサイト「ミラサポ」に掲載されている各種のパンフレットや手引き書等も併せて参考にしてください。 URL: <https://www.mirasapo.jp/>